

愛媛県の地震

2025 年 5 月

目 次

- 1. 愛媛県周辺の震央分布図1
- 2. 地震概況1
- 3. 愛媛県で震度 1 以上を観測した地震.....2
- 4. 愛媛県で震度 1 以上を観測した地震の震度分布図.....2
- 5. 地震一口メモ 津波フラッグについて.....3~4

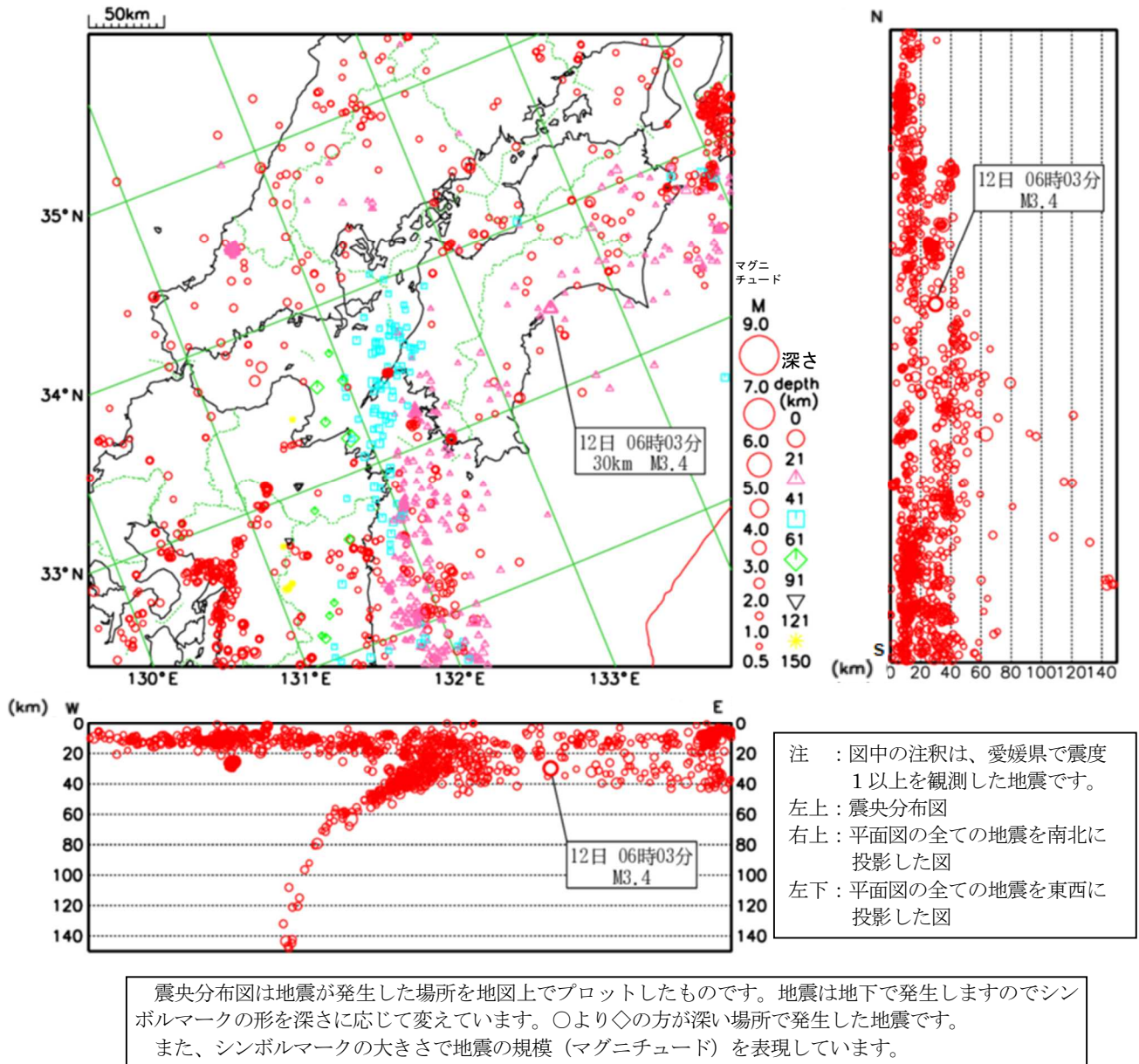
本資料に記載した震源要素（緯度、経度、深さ、マグニチュード）は、暫定値です。これらは、後日、再調査のうえ修正することがあります。

国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成しています。

また、2016 年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、2022 年能登半島における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（よしが浦温泉、飯田小学校）、EarthScope Consortiumの観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成しています。

松山地方気象台

1. 愛媛県周辺の震央分布図 [2025 年 5 月 1 日～5 月 31 日]



2. 地震概況

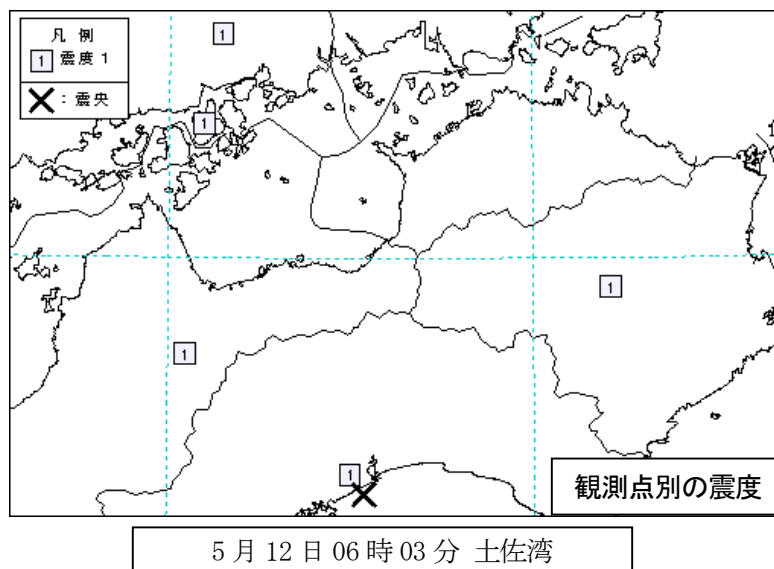
2025 年 5 月に、上図の震央分布図内の領域で決定した地震のうち M2.0 以上の地震の回数は 64 回（先月は 76 回）、愛媛県内で震度 1 以上を観測した地震は 1 回（先月は 2 回）でした。

12 日 06 時 03 分 土佐湾の地震（深さ 30km、M3.4）により、愛媛県西条市で震度 1 を観測しました。そのほか、徳島県・高知県・広島県で震度 1 を観測しました。

3. 愛媛県で震度 1 以上を観測した地震

震源時（日時分）	震央地名	緯度	経度	深さ	マグニチュード	最大震度
愛媛県内各地の震度						
2025 年 05 月 12 日 06 時 03 分	土佐湾	33 ° 27.7' N	133 ° 32.3' E	30km	M3.4	1
----- 地点震度 -----						
愛媛県 震度 1：西条市丹原町鞍瀬						

4. 愛媛県で震度 1 以上を観測した地震の震度分布図



5. 地震一口メモ

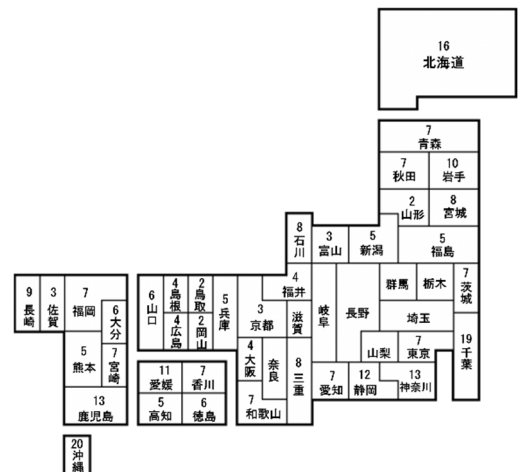
津波フラッグについて

津波フラッグとは、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下、「津波警報等」という。）が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、令和2年6月から海水浴場等で「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われています。「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできます。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。



津波フラッグのポスター



津波フラッグ導入市区町村数
(令和7年1月31日、気象庁調べ)

「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン

津波フラッグの活用に関する基本的事項

- 津波警報等を旗により伝達する場合は、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）を用いる必要がある。
- 津波フラッグを振り続けるなど伝達を継続した結果、伝達の実施者の避難が遅れることはあってはならない。
 - 海水浴場等で強い揺れを感じた場合などにおいては、「伝達の実施ありき」とするのではなく、伝達の実施者の安全が確保されている場合を除き、津波フラッグの掲出は行わない。
 - このことを、伝達の実施者が十分に認識するとともに、海水浴場等の利用者に対しても十分に周知することが重要

津波フラッグによる伝達の実施

- (1) 伝達の実施場所
 - 海水浴場等において実施する。多くの者が視認できるよう、また伝達の実施者の安全を確保する観点からも、監視塔や建物の上など高さがある場所から実施することが望ましい。
- (2) 伝達の実施者
 - ライフセーバーや監視員等、津波フラッグを掲出する場所の近くに位置する者とする。
- (3) 伝達の対象者
 - 海水浴場等の利用者を対象とする。

(4) 伝達の実施基準(タイミング)

- 津波警報等の発表を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により覚知した際に直ちに実施する。
- 冬季や夜間など、海水浴場等の利用が想定されない時季や旗の視認が困難な時間帯に、津波フラッグの掲出を行う必要はない。
- 津波フラッグの掲出にあたっては、ライフセーバー等が避難場所までの十分な移動時間を確保できるよう、気象庁から発表される津波到達予想時刻に基づき、掲出終止のタイミングを判断する。

(5) 伝達の実施方法

- 旗を掲げる、振る以外に、津波避難タワーや津波避難ビル等の海岸から見える建物に旗をぶら下げることも有効な方法。

津波フラッグによる伝達の訓練・普及啓発

(1) 伝達訓練の実施

- 伝達の実施者においては、津波警報等が発表された際に適切に津波フラッグを掲出できるよう、定期的に訓練を行うことが望ましい。

(2) 津波フラッグの啓発普及

- 気象庁はもちろんのこと、津波フラッグを使用する自治体や関係機関・団体においても、津波フラッグの普及啓発に努めることが望ましい。

参考：

気象庁 HP 津波フラッグ

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html